

## 愛知の教育を考えるつどい



10月27日、愛知の教育を考える集いで江利川春雄さんの講演「どうなる！どうする？改定学習指導要領と英語教育」を聞いた。

「英語教育」を聞いた。トップを伸ばす戦略、1割のための教育で9割は切り捨て。早期英語教育に対する幻想が保護者や教員の中にもある。窮屈な学校教育現場に更なる負担と混乱を引き込むといった内容だった。

本山中跡地に幼小の私立学園が開園・開校されようとしている。地域の学校を潰して、グローバルに活躍する人材の育成の学園が目的か？国の教育政策に結びついた動きではないか。

本山中跡地に幼小の私立学園が開園・開校されようとしている。地域の学校を潰して、グローバルに活躍する人材の育成の学園が目的か？国の教育政策に結びついた動きではないか。

**労働に追いやるのか！**

この制度は、労働基準法の役割を否定し、いつそうの過労死をもたらしかねないものであることが浮き彫りになつてきました。

・一日単位、週単位の生活リズムが崩れ、家庭生活に大きな支障が出る。

・育児や介護との両立が困難となり、今でも少ない生活時間がさらに削減される。・過労死の事案が6、7、12月に多いのは、新学期になつての過重性や環境の変化のストレス、行事の多さにあ

公立学校教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入する「公立学校教員給与特別措置法（給特法）改正案」が国会で審議されています。

・残業代不払いの脱法手段として悪用されている。

夏は、自主研修にとつて大切な時期。教員の研修は、「研究と修養」（教育基本法）であり、自主研修が基本で職務である。行政は、自主研修をおおいに推奨すべきだ。年間400～500人の在職死亡、5000人以上の精神疾患離職者、多くの過労死ラインに置かれている原因や実態の把握・分析なしに教員の業務改善はできない。

**乖離時**は現実とは完全に

う 国会への要請を強めよ

抜本対策を！

教職員の長時間労働の是正には抜本的な対策が必要です。

① 授業数や学校運営に必要な教職員の大幅増員を！

② 国・自治体・学校の双方からの不要不急の業務の削減を！

③ 「残業代ゼロ」を定めた法律の制定を！

④ 教員の自主研修の保障を！

英語の民間試験導入を断念させたように、世論の声を集め自公政権を追い込み、何としても廃案にさせましょう。

瀬教労は、文部科学委員・文教科学委員・総務委員・厚生委員に廃案にすることを求める要請FAXを送りました。

① 教職員の長時間労働の是正には抜本的な対策が必要です。  
② 授業数や学校運営に必要な教職員の大幅増員を！  
③ 国・自治体・学校の双方から不要不急の業務の削減を！  
④ 「残業代ゼロ」を定めた法律の制定を！  
⑤ 教員の自主研修の保障を！

教育現場で過労死が起つてゐるのに、部活を労働時間でないとするなど論外だ。現場に向き合わない議論は許されない。

(嶋崎量弁護士)

定例教育委員会(11月  
14日)傍聴メモ

1. 傍聴席が椅子だけになつてい、机がなかつた。  
※机を出すよう要求して並べた。メモがとれないだらう。

2. 会場に入るのは15分前と言われ入場を拒否された。  
※会場の外に待合いはなく廊下で立つていた。改善するよう要求した。

3. 資料は用意してあつた。  
10年前から用意するようになつたがこれは残つていた。

4. 教員ではない教育長の司会の会議を初めて聴いた。ただ司会だけ意見無し。

5. 会議は報告(1)～(9)を課長・主幹が報告して質問若干。  
※本山中は2020年5月に業者に引き渡す予定が決まっていが開校は未定。

6. 補正の議案は全員一致で可決。(委員1人欠席)

7. 「その他・瀬戸市の小中一貫教育について」  
※事務局素案として説明した。  
※文書最後の「6小中一貫校における9年間の指導体制」文末3行  
など各所に曖昧な表現があるので具体的にすべきとの意見があつた。いわゆる。

## 本山中跡地利用問題

# 自治体キャラバン

11月1日、暮らしやすい瀬戸市の介護・福祉・医療の施策充実に向け自治体キャラバンを行いました。「就学援助」に関する回答は以下の通りです。

1. 就学援助の対象が生活保護基準の1.25倍と他市と比べると低いので、少なくとも1.4倍にしてほしい。

(回答) 尾張旭市(1.25倍)など近隣の状況をみて決定しており、1.4倍のところは多くない。変更する考えはない。

※日進市は1.5倍、長久手市は1.4倍

2. 就学援助の項目に今年度から卒業アルバム代も加わり、基準額も少し増加したが、今年4月に新一年生になった子には支給されないので、遡って支給してほしい。

(回答) 変更する考えはない。

瀬戸市独自でできなければ、県や国への要望を出して住民の福祉充実を図ることが必要ではないでしょうか。

# 被爆者行脚

11月13日

## 被爆者行脚に参加して

瀬戸反核センター 原田 千育

初めに市の政策推進課の方から、今までの経過が話された。

- ・平成29年に「平和首長会議」に加入
  - ・平成30年12月には、「平和都市宣言」をし、垂幕を作った。(原則毎日掲示)
  - ・令和1年8月には、原爆パネルを借りて写真をとり、独自のパネルを十数枚作製し、庁舎内に展示をした。
  - ・今後も各公共施設等で利用していきたい。

参加者からは活発に質問や要望が伝えられた。



- お金がかかるはず、今すぐ始められるかアイデアなどもあり、参考にして、市としてできることを考えていってもらいたい。

愛友会の被爆者の方が2名参加してくださいり、その場で被爆体験を直接話していただいた。瀬戸市職員や参加者の方で、初めて聞かれた方もあった。とても良い取り組みだと思った。ひとりの方は、それを自分で絵に描いて持って来てくださいった。

瀬戸の被爆者の方が不自由な手で、寝床に入っている時にも、熱心に折られた千羽鶴を持参されたが、市は「ものを受け取ることはできない。」とかたくなに断ったのが、残念だった。

市の担当者は、話を聞き置くだけでなく、血の通った対応を是非してもらいたいと思った。



11月の教育委員会に「本山中学校跡地活用に係るスケジュールについて」(経営戦略部)の資料が出されました。

2・建物無償譲渡・土地賃貸  
借契約

建物	…校舎等は無償譲渡
土地	…市が賃借している
借	土地是有償で転貸

※法的縛りがあり、市の負担を少なくするといふ狙いがあると耳にしていますが、市が一部のために優遇していいますが、構図に見えます。更地にしてしる愛陶工に土地を返すことが本筋ではないでしょうか。

◆厚労省はパワーハラを「暴力的な要求」「過小な要求」「プライバシーの侵害」の6つに分類し、10月21日に審議会に示しました。厚労省が示すパワーハラの例は以下の通りです。

◆精神的攻撃「人との関係から切り離し」「隔離」「過小な要求」「プライバシーの侵害」の6つに分類し、10月21日に審議会に示しました。

◆自身の意に沿わない労働者に対する別室に隔離

◆人格を否定する発言や、威圧的に叱責

◆労働者の面前で大声で威圧的に叱責

◆労働者の性的指向・性自己の了解を得ず他人に暴露

しかし、「経営上の理由」なら該当せず、パワーハラスメント防止効力を疑問視する声もあります。また、企業の社員に限定して、就活生やフリーランス、LGBTは対策不十分の指摘もあります。

**市教委12月校長会でハラスメント防止の話をすると**

べしあ呼○たをすはま事職りぶち。しい、<sup>11</sup>月に場、こやまで職県月た。すの人とんたい場の20日の交渉で、市教委基準に準じ、働きや職員にくつくりに回りに對し、指導してしまし〇し。

べモ權は「きラを問ななどとル尊題でと述を重

に働く職員が日ごろから目を向けて職場に管理職を先頭に守り、環境づくりや人権を守る立場へいきます。職場に近い同僚へのいじめ事件などもいかなければなりません。直結している問題です。

管理職はハラスメント根絶の範たるべし